



育児・介護 支援制度案内

福井大学には教職員のライフイベントを支えるため、育児や介護に関する休業や休暇等の様々な制度があります。
お気軽にお問い合わせください。

育児・介護 コンシェルジュについて

仕事と出産・育児・介護の両立を支援するための窓口「育児介護コンシェルジュ」を設けています。学内手続きに関する対応部局の紹介および育児休業・介護休業等制度や研究者支援制度についてご案内します。福井大学全職員(文京・松岡・敦賀・二の宮・ハツ島全て)対象です。

文京キャンパス 総合研究棟 I 13階
メール：diversity@ml.u-fukui.ac.jp
電話：0776-27-9858

問合せ先：ダイバーシティ推進センター
(内線：文京 2206)

介護支援制度について

番号	種類	内容	期間	常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員
				○：有給、▲：無給			
1	介護休暇	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき	1年において要介護状態の対象家族が1人の場合5日、要介護状態の対象家族が2人以上の場合10日の範囲内	○	○	○	○
2	介護休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき(契約職員及びパート職員等は引続き雇用されることが見込まれること)	対象家族1人につき、通算186日計3回までの範囲。(契約職員及びパート職員については、93日)	○	○	○	○
3	介護部分休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき	・対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに、介護部分休業開始日から起算して連続する3年間の期間内において必要と認められる期間 ・定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位で取得	○	○	-	-
4	早出遅出、深夜勤務、時間外勤務の制限	要介護者のある職員が当該要介護者を介護するため、早出遅出並びに深夜勤務及び時間外勤務ができないとき	要介護者のある職員が当該要介護者を介護する期間	○	○	○	○

【介護休業等の対象家族】

- ・配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・祖父母、兄弟姉妹、孫、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(職員と同居している場合に限る)

問い合わせ先：総務部人事労務課 (内線：文京 2023・2025 松岡 2006・2010)

育児支援制度について

番号	種類	内容	期間	男性の取得	常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員
					○：有給、▲：無給			
1	保健指導、健康診査	妊産婦（妊娠中又は出産後一年以内の者）若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者である職員が勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回	可	○	○	○	○
2	通勤緩和、休憩（捕食等）	妊産婦である職員が、通勤緩和、休憩（捕食等）のため勤務しないとき	妊娠中又は出産後一年以内	—	○	○	○	○
3	産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出たとき	出産の日までの申し出た期間	—	○	○	○	○
4	産後休暇	女性職員が出産したとき	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間経過し、女性職員が申し出た場合で医師が支障がないと認めた期間を除く）	—	○	○	○	○
5	育児休業	3歳（契約職員及びパート職員等については、原則1歳。必要と認められる場合には2歳）に満たない子を養育するとき（契約職員及びパート職員等は、子が1歳に達する日を超えて引続き雇用されることが見込まれること）	子が3歳（契約職員及びパート職員については、原則1歳。必要と認められる場合に2歳）に達する日までの期間	可	▲	▲	▲	▲
6	育児部分休業	小学校第3学年の終期を経過するまでの子（パート職員及び特別雇用職員は、3歳に満たない子）を養育するとき（1日の所定労働時間が6時間を超えるパート職員及び特別雇用職員に限る）	・子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間（パート職員及び特別雇用職員は、3歳に達するまで） ・定められた勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分単位で取得	可	○	○	○	○
7	育児短時間勤務	同居する小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するとき	・子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間 ・定められた勤務形態のうち、いずれかを選択して勤務	可	○	○ <small>（医員のみ）</small>	—	—
8	出生時育児休業	産後休暇を取得していない職員が、子の出生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に当該子を養育するとき	・子が出生した日の翌日から8週間を経過する日までの期間のうち4週間以内の必要な期間 ・一子につき2回までとする。（2回分割取得の場合は、初回時にまとめて申し出る）	可	▲	▲	▲	▲
9	保育休暇	1歳に達するまでの子を育てる職員が、その保育のために必要と認められる授乳等を行うとき	1日2回それぞれ30分以内	可	○	▲	▲	▲
10	出産の付き添い	妻の出産に付き添うとき	2日の範囲内	可	○	○	○	○
11	男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき	・出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間 ・5日の範囲内	可	○	○	○	○
12	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を看護（予防接種、健康診断を受けさせる場合も含む）するとき	1年において小学校就学前の子が1人の場合5日、小学校就学前の子が2人以上の場合には10日の範囲内	可	○	○	○	○
13	出生サポートの休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他学長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間	可	○	○	○	○
14	早出遅出勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務をするとき	子が小学校就学の始期に達するまでの期間	可	○	○	○	○
15	深夜勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために深夜勤務できないとき（配偶者が、深夜に子を養育することができる者を除く）	子が小学校就学の始期に達するまでの期間	可	○	○	○	○
16	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために時間外勤務できないとき	・子が小学校就学の始期に達するまでの期間 ・1月について24時間、1年について150時間まで	可	○	○	○	○
17	所定労働時間を超えた労働の制限	3歳未満の子を養育するために、所定労働時間を超えて労働できないとき	子が3歳に達するまでの期間	可	○	○	○	○

問い合わせ先：総務部人事労務課（内線：文京 2023・2025 松岡 2006・2010）